

○白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱

令和元年12月19日

教育委員会要綱6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する施設（以下「教育施設」という。）をスポーツ・文化活動団体等が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用の時間)

第2条 教育施設の使用時間は、条例等に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する時間以外の使用については、教育委員会が特に必要と認めた場合に限り使用することができる。

(登録)

第3条 スポーツ・文化活動団体等が教育施設を使用する場合は、白浜町に在住又は、在勤するものが代表者を務め、成人を含む団体等を構成し、白浜町スポーツ・文化活動団体等登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、白浜町スポーツ・文化活動団体等登録者名簿（様式第2号）を添えて白浜町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 教育施設の鍵の貸し出しを受けようとする団体等は、白浜町教育施設の鍵貸出申請書兼借用書（様式第3号）に必要な事項を記入の上、事務局に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の登録の有効期限は、申請年度の年度末（3月31日）までとし、毎年度登録しなければならない。

(登録条件)

第4条 前条の規定により登録の承認を受けた団体等（以下「登録団体」という。）の構成員は、同一スポーツ種目について二重の登録をしてはならない。

- 2 登録団体の代表者に変更があったときは、白浜町スポーツ・文化活動団体等代表者変更届出書（様式第4号）に必要な事項を記入の上、事務局に提出し、教育委員会に届け出なければならない。
- 3 登録団体の構成員は、傷害保険に加入していなければならない。

(登録証の交付)

第5条 教育委員会は登録を承認したときは、登録番号、チーム名、主たる競技、施設名、鍵番号等を標記した白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を、登録団体の代表者に交付するものとする。

- 2 登録証の発行は無償とする。
- 3 登録団体は、厳重な注意をもって登録証を保管しなければならない。

- 4 登録証を紛失したときは、直ちに事務局に報告するとともに、その指示に従うものとし、速やかに白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証紛失届（様式第6号）に必要事項を記入した上、事務局に提出し、教育委員会に届け出なければならない。
- 5 登録証の再発行を受けようとする登録団体は、白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証再発行申請書（様式第7号）に必要事項を記入した上、事務局に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 6 前項の再発行に係る費用は、第2項の規定にかかわらず実費とする。

（登録の取消）

第6条 登録団体が、次の各号に該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の申請に虚偽があったとき
- (2) 団体等の活動の実態が無いと認められるとき
- (3) 教育施設の使用条件等に違反する行為を行ったとき
- (4) その他登録団体としてふさわしくない行為をしたとき

（使用許可申請）

第7条 登録団体は、教育施設の使用について、条例等の規定にかかわらず、使用月の前々月の20日以降に申請することができる。ただし、白浜町立総合体育館は使用月の前月の20日以降とする。

（使用許可の取消）

第8条 条例等の規定によるもののほか、白浜町及び教育委員会が使用することとなった場合又は、教育委員会が公益上必要と認める行事等で使用を許可する場合は、既に登録団体が使用許可を受けていても、教育委員会は、その使用許可を取消し又は使用を中止することができる。

- 2 登録団体は、前項の使用許可の取消しまたは使用の中止を受けた場合は、教育委員会の指示に従わなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例等の規定に基づき、登録団体は使用料の減免を受けることができる。

（使用料の還付）

第10条 第8条の規定により、使用許可の取消し又は使用の中止を受けた登録団体は、条例等の規定に基づき使用料の還付を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

白浜町教育委員会 へ

団 体 名

届出人の住所

氏名

印

白浜町スポーツ・文化活動団体等登録申請書

白浜町スポーツ・文化活動団体等の登録を受けたいので、白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱第3条の規定により、白浜町スポーツ・文化活動団体等登録者名簿を添付して申請します。

様式第2号（第3条関係）

年度 白浜町スポーツ・文化活動団体等登録者名簿（継続・新規）

No. \_\_\_\_\_

団体の名称		代 表 者	氏名	①	②
活動内容			自宅TEL		
施設名			勤務先TEL		
鍵の借用	<input type="checkbox"/> 希望する（継続・新規） <input type="checkbox"/> 希望しない			鍵No.	
			携帯電話		
			曜日	時 分 ~	時 分

登録者

No.	氏名	住所	年齢	勤務先又は学校名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ 団体員の数に応じて、No.数を削除又は追加して下さい。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

白浜町教育委員会 へ

団 体 名

届出人の住所

氏名

印

年度 白浜町教育施設の鍵貸出申請書兼借用書（ 新規 ・ 継続 ）

教育施設の鍵を借入りたいので、白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

尚、借入れにあたっては、「鍵の貸出を許可する条件」を遵守します。

記

使用施設名		鍵No.	
借用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用曜日	曜 日		
使用時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		
集会者数	名		
使用目的			

\*鍵の貸出を許可する条件

- ◇目的外に使用しない。
- ◇鍵の貸出は、1団体1個とする。合鍵は絶対に作らないこと。
- ◇鍵を紛失した時は、直ちに教育委員会に届け出る事。鍵の新規取り替えと合鍵作成にかかる費用は団体において負担する。
- ◇毎月の教育施設使用申請時に、必ず登録書と鍵を提示する。
- ◇鍵の所在は、責任者において常に把握しておく。
- ◇教育施設を定期的に使用しなくなったときは、速やかに教育委員会へ鍵を返却する。
- ◇許可条件に違反した時は、直ちに鍵の貸出を取り消す。

----- 借用時記入欄 -----

借用にあたり「鍵の貸出を許可する条件」を遵守することを確約し、鍵を借用しました。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

白浜町教育委員会 あて

団 体 名

届出人の住所

氏名

印

白浜町スポーツ・文化活動団体等代表者変更届出書

団体の代表者が変更したので、白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更の内容

変更の区分	氏 名	住 所	連絡先
変 更 前		_____	_____
変 更 後			自 宅TEL 勤務先TEL 携帯電話

3. その他

様式第5号（第5条関係）

1. 表面

施 設 名	鍵 番号	登録 番号
<b>白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証</b>		
団 体 名 _____		
主たる競技 _____		
有効期限 令和 年 月 日		
白浜町教育委員会 印		

2. 裏面

教育施設使用遵守事項

- ① 申請時にこの登録証と印鑑を必ず持参してください。
- ② 使用許可申請は、2カ月前の20日以降に受け付けます。  
※総合体育館は、1カ月前の20日以降に受け付けます。
- ③ 夜間照明を使用する場合は、消灯を次のとおりとします。
  - ・学校体育館 21：30
  - ・学校グラウンド 21：00
  - ・町立体育館 21：00
  - ・若もの広場 21：30
- ④ 使用後は必ず清掃し、ゴミ類は持ち帰ってください。
- ⑤ 著しく風紀を乱す行為があった時や、管理者の指示に従わない場合は、教育施設の使用を禁止することがあります。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

白浜町教育委員会 あて

団 体 名

届出人の住所

氏名

印

白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証紛失届

登録証を紛失したので、白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 紛失年月日 年 月 日 午前・午後 時 分頃
2. 紛失場所
3. 紛失後の措置
4. 紛失の理由
5. そ の 他



様式第7号（第5条関係）

年 月 日

白浜町教育委員会 へ

団 体 名

届出人の住所

氏名

印

白浜町スポーツ・文化活動団体等登録証再発行申請書

登録証の再発行を受けたいので、白浜町スポーツ・文化活動団体等教育施設使用要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 再発行の理由

2. 再発行の区分 登録証及び鍵 ・ 登録証 ・ 鍵

3. そ の 他

----- 再発行時記入欄 -----

再発行を受けるにあたり下記の事項を遵守することを確約し、登録証を受け取りました。

年 月 日

住所

氏名

印

- ① 紛失した登録証が発見された場合は、直ちに報告し、再発行登録証を返還します。
- ② 最初の登録時に付された条件を引き続き遵守します。
- ③ その他、白浜町教育委員会の指示を遵守します。